



2025年4月16日

各 位

会 社 名 B A S E 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 鶴 岡 裕 太
 (コード番号:4477 東証グロース)
 問 合 わ せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 C F O 原 田 健
 TEL. 03-6441-2075

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年5月8日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 501,067株
(3) 発行価額	1株につき421円
(4) 発行価額の総額	210,949,207円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役を含む） 5名 93,588株 当社上級執行役員、執行役員及び 当社子会社取締役 9名 275,644株 当社従業員及び当社子会社従業員 21名 131,835株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2020年2月13日開催の取締役会において、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020年3月25日開催の第7期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、既存の金銭報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内（うち社外取締役分は10百万円以内）とすることにつき、ご承認をいただきました。その後、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、当該金銭報酬債権の総額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と改定することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法にて行います。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年570,000株以内（うち社外取締役分は57,000株以内）とします（2025年3月27日開催の第12期定時株主総会において、年570,000株以内（うち社外取締役分は年57,000株以内）への引き上げにつきご承認いただいております。）。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、3年以上で取締役会が定める期間、又は、当該株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役5名及び当社の上級執行役員、執行役員、当社子会社取締役9名（以下、併せて「対象役員」といいます。）並びに当社の従業員及び当社子会社の従業員21名（以下「対象従業員」といい、対象役員と併せて「対象役職員」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象役職員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権又は金銭債権合計210,949,207円（うち社外取締役分は7,013,018円）の現物出資と引換えに当社の普通株式501,067株（うち社外取締役分は16,658株。以下「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象役職員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2025年5月8日（払込期日）から2028年5月7日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

対象従業員は、2025年5月8日（払込期日）から、付与された本割当株式の3分の1につき2026年5月7日まで、同様に3分の1につき2027年5月7日まで、残りにつき2028年5月7日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が上記（1）の譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、上級執行役員、執行役員、従業員又は顧問のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が上記（1）の各譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、上級執行役員、執行役員、従業員又は顧問のいずれかの地位にあったことを条件として、上記（1）記載の当該各譲渡制限期間に係る本割当株式につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、譲渡制限期間中に任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、上級執行役員、執行役員、従業員又は顧問のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該退任又は退職の日を含む月までの月数を36で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。また、対象従業員が、譲渡制限期間中に雇用期間満了（ただし、定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間満了。）、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、上級執行役員、執行役員、従業員又は顧問のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職までの期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象役職員が当社又は当社の子会社の取締役、上級執行役員、執行役員、従業員又は顧問のいずれも退任又は退職した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役職員がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、対象役員については払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、対象従業員については払込期日を含む月の翌月から組織再編等承認日までの期間に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年4月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である421円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役職員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上